

健全化判断比率

健全化判断比率	平成19年6月15日に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」で新たに定められたもので、自治体財政の健全度を判定する4指標【実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率】の総称です。
実質赤字比率	<p>歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、一般財源の標準的な規模を表す「標準財政規模」で除したものです。市の会計は、単年度において収支が均衡することが原則ですが、赤字がやむを得ず発生した場合には、その赤字を翌年度に繰越し（「繰上充用」）、翌年度に解消できない場合は、さらに赤字が累積していくこととなります。歳入不足のため翌年度に繰り延べした債務や、執行すべき事業を繰り越したものがあれば、単年度の赤字額ではなくそれらを含めた赤字額（「実質赤字額」）を標準財政規模と比較して示すことで、その赤字の深刻さを把握するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実質赤字比率 = 一般会計等の実質赤字額 / 標準財政規模 ・ 実質赤字額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額) ・ 繰上充用額：歳入不足のため翌年度歳入を繰り上げて充用した額 ・ 支払繰延額：実質上歳入不足のため支払を翌年度に繰り延べた額 ・ 事業繰越額：実質上歳入不足のため事業を繰り越した額
連結実質赤字比率	<p>市の全会計の赤字額と黒字額を合算することにより、歳出に対する歳入の資金不足額を、一般財源の標準的な規模を表す「標準財政規模」で除したものです。市の会計は、地方税や地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等の会計のほか、公営企業会計などのように料金収入等を主な財源として事業を実施している会計があり、公営企業会計等の経営状況が一般会計等に与える影響を捉える必要があります。このため、すべての会計の赤字・黒字の要素を合算し、市全体として見た収支における資金不足の深刻さを把握するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額 / 標準財政規模 ・ 連結実質赤字額 = (A + B) - (C + D) A：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字額の合計額 B：公営企業の特別会計のうち資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 C：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち実質黒字を生じた会計の実質黒字額の合算額 D：公営企業の特別会計のうち資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額 ・ 実質黒字額：歳入（繰上充用額・支払繰延額・事業繰越額除く）が歳出を超える場合の超えた額

<p>実質公債費比率</p>	<p>義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費の額を標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年の平均値です。こうした削減や先送りのできない経費の比率が高まると、他の経費を節減しないと収支が悪化し赤字団体となる可能性が高まることから、比率が一定水準以上になっていないかをチェックすることで、財政の弾力性が失われていないかを見ようとするものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実質公債費比率 = { 地方債の元利償還金等 - (特定財源 + 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額) } / (標準財政規模 - 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額) ・ 地方債の元利償還金等：一般会計等の地方債償還だけでなく、一般会計等の繰出金のうち公営企業債の償還に充てたものを含む。 ・ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額：地方債の元利償還金等のうち、地方交付税の基準財政需要額に算入されるものがあるため、その分を分子、分母双方から差引く。
<p>将来負担比率</p>	<p>実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3つの指標は、それぞれ当該年度において解消すべき赤字や負債の状況を示すものです。(現在の負担の状況) 将来負担比率は、市が発行した地方債残高だけでなく、土地開発公社及び市が損失補償を付した第三セクターの債務などを幅広く含めた、決算年度末時点での将来負担額を標準財政規模を基本とした額で除したものです。(将来の負担の状況) この比率が高いと、単年度の標準的な財政規模に比べて、将来の負担が大きいことを意味するため、今後の財政運営に問題が生じるリスクが高まります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来負担比率 = { 将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) } / (標準財政規模 - 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額) ・ 将来負担額：以下のAからHまでの合計額 <ul style="list-style-type: none"> A：一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高 B：債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの) C：一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額 D：当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 E：退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額 F：地方公共団体が設立した一定の法人等の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 G：連結実質赤字額 H：組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ・ 充当可能基金額：AからFまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

<p>資金不足比率</p>	<p>一般会計等における実質赤字に相当する公営企業会計の資金不足額を公営企業の事業規模で除したものです。この比率が高くなるほど、当該公営企業の事業規模に比して多額の累積した資金不足が発生していることになり、毎年度の事業運営だけではその解消が困難になっていきます。なお、資金不足額の計算に際しては、水道事業などでは、設備等への投資を行っても料金収入は給水が開始する数年先になってしまうなど、構造的に発生するやむを得ない資金不足（「解消可能資金不足額」）もあることから、そうした額を控除することになっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金不足比率 = 資金の不足額（一般会計等の実質赤字額に相当するもの） / 事業の規模 （法適用企業） ・ 資金不足比率 = {（流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために発行した地方債現在高 - 流動資産） - 解消可能資金不足額} / （営業収益の額 + 受託工事収益の額） （法非適用企業） ・ 資金不足比率 = {（繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために発行した地方債現在高） - 解消可能資金不足額} / （営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額） ・ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じるなどの事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額
<p>早期健全化基準</p>	<p>健全化判断比率が1つでも早期健全化基準を上回った場合、「早期健全化段階」と判断され、「早期健全化団体」として、悪化要因の分析や最短での解消方法などを目標とする「財政健全化計画」を議会の議決を経て策定、公表するとともに、県知事への報告、実施状況の議会への報告と公表などが義務付けられています。早期健全化基準は、実質赤字比率 財政規模に応じ11.25～15.00%、連結実質赤字比率 財政規模に応じ16.25～20.00%、実質公債費比率25.0%、将来負担比率350.0%となります。</p>
<p>財政再生基準</p>	<p>将来負担比率を除く健全化判断比率が1つでも財政再生基準を上回った場合、「財政再生段階」と判断され、「財政再生団体」として、著しく悪化した要因の分析や最短での解消方法などを目標とする「財政再生計画」を議会の議決を経て策定、公表するとともに、総務大臣への報告、実施状況の議会への報告と公表などが義務付けられています。この「財政再生計画」の総務大臣の同意がなければ原則として地方債は発行できなくなります。財政再生基準は、実質赤字比率20.0%、連結実質赤字比率30.0%（H20、21年度は40%、H22年度は35%の経過措置があります。）、実質公債費比率35.0%となります。</p>
<p>経営健全化基準</p>	<p>公営企業会計の健全化法上の資金不足比率が20%を上回った場合、「経営健全化団体」と判断され、経営健全化計画を議会の議決を経て策定、公表するとともに、県知事への報告、実施状況の議会への報告と公表などが義務付けられています。</p>